

＜政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第1項及び第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に係る手数料＞

鳥取県選挙管理委員会

開示の実施に係る手数料	開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき
1 閲覧	無料
2 複写機により白黒で用紙に複写したものの交付	交付する用紙1枚につき10円
3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	CD-R1枚につき30円
4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	DVD-R1枚につき50円

※開示の実施に係る手数料について、上記に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、それぞれに定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。)